

## 平成30年第8回美郷町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成30年11月19日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査（平成30年8月分、9月分）
  - 2) 平成29年度の経営状況及び平成30年度事業計画の報告・  
六郷まちづくり株式会社
  - 3) 平成30年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集あいさつ  
議案上程（説明）
- 第 5 報告第19号 専決処分事項の報告について
- 第 6 報告第20号 専決処分事項の報告について
- 第 7 報告第21号 専決処分事項の報告について  
議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 8 議案第58号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第4号

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美 和 子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐 々 木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小 田 長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君
教 育 長	福 田 世 喜 君	教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君
教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君	生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長	
主 査	高 橋 洋 子	兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第8回美郷町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 高山茂雄君、8番 細井邦男君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### ◎議長の諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査平成30年8月分及び9月分の結果報告がありました。2として、町長より、六郷まちづくり株式会社、平成29年度の経営状況及び平成30年度事業計画を説明する書類の提出がありました。3として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成30年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

## ◎町長の招集あいさつ

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田知己君） 平成30年第8回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、9月15日に千畑地区と六郷地区で開催した敬老会において、記念品として配付させていただいた饅頭の一部にカビが発生していたことについてご報告いたします。

記念品を受け取った方からの苦情電話を受け、当該饅頭の製造業者へ確認したところ、製造過程において、十分に冷却しないまま箱詰めしてしまった饅頭が50個あることが判明しました。このことを受け、15日に記念品を受け取った2,004人の方々へ、お詫びの通知を送付いたしました。幸いにして、健康被害の発生はありませんでしたが、9月25日に製造業者に対し、大仙保健所が行政指導を行っております。

今後、このような事態が再び発生することがないように、品質管理の指導徹底に努めてまいります。大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことをお詫びいたします。

次に、台風21号への対応についてご報告いたします。

9月4日夜遅くから翌日の未明にかけて、非常に強い台風21号が暴風域を伴って県内に接近する可能性が高くなったため、午後3時15分に災害警戒部を設置し、情報収集にあたりると共に、3か所の自主避難所と、1か所の福祉避難所を午後5時に開設しました。

避難所には7世帯、9人の方が自主避難されましたが、翌5日午前4時16分に暴風警報が解除され、全ての避難者が午後7時までに帰宅しております。気象庁のホームページに提供される情報を確認したところ、その後の天候悪化を示す情報がなかったことから、自主避難所及び福祉避難所を閉鎖し、午前11時に災害警戒部を解散しました。

この台風による被害は、果樹の落下が9.2ヘクタールで発生したほか、車庫や作業小屋の屋根剥離が2件、農業用施設の被覆破損が5件、公共施設の屋根破損等が4件となっております。

次に、台風24号への対応についてご報告いたします。

10月1日未明に大型で非常に強い台風24号が暴風域を伴って県内に接近する可能性が高くなったため、9月30日午前1時30分に災害警戒部を設置し、情報収集にあたりると共に、3か所の自主避難所と、1か所の福祉避難所を午後4時に開設しました。

避難所には11世帯17人の方が自主避難されましたが、翌1日午前9時15分に暴風警報が解除され、全ての避難者が同時刻までに帰宅しております。気象庁のホームページに提供される情報を確認したところ、その後の天候悪化を示す情報がなかったことから、自主避難所及び福祉避難所を閉鎖し、午後2時15分に災害警戒部を解散しました。

この台風による被害は、公共施設の屋根破損等が2件となっております。

次に、台風25号への対応についてご報告いたします。

台風の影響により、秋田県内では10月7日未明から昼前にかけて暴風雨となる可能性が高くなったため、10月6日午後3時に災害警戒部を設置し、情報収集にあたりると共に、3か所の自主避難所と、1か所の福祉避難所を午後4時に開設しました。

避難所には7世帯11人の方が自主避難されましたが、翌7日午前10時49分に暴風警報が解除され、全ての避難者が同時刻までに帰宅しております。気象庁のホームページに提供される情報を確認したところ、その後の天候悪化を示す情報がなかったことから、自主避難所及び福祉避難所を閉鎖し、午後3時に災害警戒部を解散しました。

この台風による被害は、倒木による道路の一時通行止めが1か所、農業用施設の被覆破損7件となっております。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第19号から報告第21号「専決処分事項の報告について」ですが、器物損壊及び車両損壊の賠償事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、ご報告するものです。

議案第58号「平成30年度美郷町一般会計補正予算第4号」についてですが、小中学校空調設備整備事業経費の追加に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

ただいまの行政報告で、午前7時までにと言うところを午後7時までにと書いてしまいましたので、訂正いたします。午前7時であります。それから、台風24号の部分でも、午後1時30分というべきところを、午前1時30分と書いてしまいましたので、午後1時30分に訂正いたします。

---

### ◎報告第19号の議案上程（説明）

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、報告第19号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第19号についてご説明いたします。2ページ専決処分書をごらん願います。平成29年12月28日に、美郷町畑屋宇外館地内で発生した、器物損壊事故について、9月12日に示談が成立し、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。相手方は、

で、事故の概要は、美郷町道路除雪機械運転委託業務契約に基づく作業員が町道談古町・上二ッ石線を除雪中、圧雪のためプラウに負荷がかかり、車体がぶれたことにより、電話柱に衝突し、損害を与えたものでございます。記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。なお、損害を与えた電話中に転化してございました、所有の遠制開閉器への損害に関する和解等にかかる専決処分事項につきましては、今年6月の第5回定例会におきまして報告をさせていただいております。説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第19号の説明が終わりました。

○2番（小原正彦君） 議長、質問があります。

○議長（澁谷俊二君） 2番、小原正彦君。

○2番（小原正彦君） この専決処分書について、12月28日の履行発生から、9月12日までの和解ですけれども、約8ヶ月以上かかっております。その経緯と理由について、説明をお願いしたいと思います。それから、9月12日に和解と専決処分をしております。9月12日は、まだ9月定例会の開会中ですけれども、180条の第1項では、議会に報告するとなっております。ただその報告については、遂条解説等によれば、速やかに次の会議で報告するとなっております。議会開会中にも関わらず、この臨時議会にということ、どのような理由なのか。本来であれば議会開会中であれば、開会中に追加の提案をすべきものではないかと思っております。その2点について、お願いします。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えします。まず、事故発生から和解までについて、相当な期間がかかっているというご指摘に対してであります、この和解にかかる事務手続きにつきましては、秋田県町村会のほうで行っているところでございます。また、相手方が

ということで、組織も大きくなっておりまして、また損害額も150万円を超えるということで、損害額も大きくなってございます。詳細の内容を、町村会のほうから、報告を受けたわけではございませんが、内容につきましては、損害額の積算に時間がかかったことと、また相手方の の相手方の意思決定に時間を要したのではないかと、推測をしているところでございます。また、ご指摘の和解の日付が9月議会開会中というご指摘でございますが、おっしゃるとおり9月3日から9月13日まで議会を開催してございます。和解の日付が、9月12日となっております、最終日の前日に和解とございまして、こちらのほうも手続き上、町村会でやっております、実際示談書が町に送付されたのが、9月18日と言う風なことでございまして、議会終了後に送付されたということでございまして、事務手続き上やむをえないということでございまして、どうかご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 2番、小原正彦君。

○2番（小原正彦君） もう1点いいですか。さきほどの説明のなかで、損害額が150万円。100万円を超えています。総務課長の説明のなかには、保険で処置したという説明がなかったのですが、全額保険対応ということで解釈してよろしいですか。もし、保険で対応できないとすれば、専決事項にあたらなと思います。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。150万の賠償額ですが、全額保険の対象となっております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） よろしいですか。ほかにいいですね。

---

#### ◎報告第20号の議案上程（説明）

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、報告第20号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第20号についてご説明いたします。4ページ専決処分書をごらん願

いします。平成30年8月27日に、美郷町土崎字久保田地内において発生した車両損壊事故について、9月27日に示談が成立し、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。相手方は、

で、事故の概要は、町道久保田線を走行中の相手方車両が、車道中央のポットホール（車道舗装面で劣化によりできた穴）に脱輪し、タイヤ及び周辺部分を損壊したものでございます。記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第20号の説明が終わりました。

---

### ◎報告第21号の議案上程（説明）

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、報告第21号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第21号についてご説明いたします。6ページ専決処分書をごらん願います。平成30年10月5日に、美郷総合体育館駐車場で発生した、車両損壊事故について、10月25日に示談が成立し、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。相手方は、

で、事故の概要は、町職員が運転する公用車が、美郷総合体育館駐車場内にて、方向転換のため後退した際、後方の確認を怠り、駐車中の相手方車両と接触し、損傷を与えたものでございます。記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第21号の説明が終わりました。

○2番（小原正彦君） 議長、今の専決処分の件で。

○議長（澁谷俊二君） 2番、小原正彦君。

○2番（小原正彦君） 今の専決事項で、損傷を与えたという風に書いていますが、これは人身事故だったということですか。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） はい、お答えします。人身事故ではございません。車両に対して損傷を与えたということです。

○2番（小原正彦君） 車両に対して損傷。

○総務課長（本間和彦君） はい。

○議長（澁谷俊二君） 2番いいですか。

---

◎議案第58号の議案上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第58号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程いたします。提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明をお願いします。

○企画財政課長（高橋穰君） 議案第58号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第4号について、ご説明いたします。今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に905万9千円を追加する件と地方債の補正1件でございます。

初めに、11ページ第2表地方債補正をご説明します。小中学校空調設備整備事業の財源といたしまして、学校教育施設等整備事業債を追加計上するものでございます。それでは、歳入からご説明いたします。16、17ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として、普通交付税を充当するものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 13款2項6目教育費国庫補助金でございますが、小中学校に空調設備を設置する設計費にかかる交付金でございます。1節には3小学校分を、2節には、中学校分を計上してございます。なお、空調設備対応臨時特例交付金の補助金率は、3分の1でございます。

○企画財政課長（高橋穰君） 次に20款1項7目教育債ですが、小中学校空調設備整備事業の財源として、学校教育施設等整備事業債を追加するものでございます。歳入の説明は、以上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 歳出について、ご説明いたします。18ページ、19ページをお願いいたします。

初めに、この度の補正予算に関連する国の動向について、ご説明いたします。政府は、児童生徒の安全確保と健康保持を推進するため、今臨時国会において教室への空調設備設置工事にかかる補正予算を提出し、当該補正予算は11月7日に可決成立しております。

その内容でございますが、交付金の交付は、3分の1で従来の制度と変わらないものの、学校教育施設等整備事業債の充当率を従来の75%から100%に、元利償還金の交付税算入率を従来の30%から60%にそれぞれ引き上げ、自治体の負担を軽減することで、制度を促すということでございます。

また、文部科学省からは、この有利な起債は今年度限りの措置となる見込みとの説明がございました。町では、平成31年度32年度の2ヶ年で小中学校に空調設備を設置する計画としておりましたが、こうした国の動きを受けまして、計画を前倒しするものでございます。

なお、設計業務に要する期間は、約2ヶ月。空調設備の工事は、工期ですけれども、4ヶ月から4ヶ月半と見込んでございます。来年の夏休み明けの空調設備稼働を目指すためには、早期に設計業務に着手する必要がある、この度予算の補正をお願いすることとなった次第でございます。

内容について、ご説明いたします。10款2項小学校費1目学校管理費13節委託料でございますが、小学校に空調設備を設置する工事の設計費でございます。設計対象でございますが、3小学校の合計で教室数は64室、面積は4,813㎡と見込んでおります。続きまして、3項中学校費1目学校管理費13節委託料でございますが、同様に空調設備を設置する工事の設計費でございますが、設計対象でございますが、33教室、2,428㎡と見込んでおります。説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第58号の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号平成30年度美郷町一般会計補正予算第4号については、原案のとおりに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。会議を閉

じます。

これもちまして、平成30年第8回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時23分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成30年11月19日

美郷町議会議長      澁谷俊二

署名議員      高山茂雄

署名議員      細井邦男